

試験等に関する細則

(昭和 52 年 4 月 1 日細則第 1 号)

(目的)

第 1 条 この細則は、日本医科大学医学部学則(以下「学則」という。)第 8 条第 5 項に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(授業)

第 2 条 本学は 6 年一貫教育の主旨に基づき、授業を前期(1. 2. 3 年次)、後期(4. 5. 6 年次)に分けて実施する。

(試験)

第 3 条 試験は、各年次の試験科目ごとに行い、その成績は試験科目ごとに決定する。

(試験科目)

第 4 条 各年次ごとの試験科目は次のとおりとする。

第 1 年次 医学入門、医学実地演習Ⅰ、医学実地演習Ⅱ、自然科学基礎(物理・化学・生物)、生物科学、生物学実験、物理学、化学、数学、スポーツ科学、外国語、人文社会科学、特別プログラム、セミナー、基礎医学総論Ⅰ〔解剖学(分子解剖学)、解剖学(生体構造学)]、基礎医学総論Ⅱ〔生理学(システム生理学)、生理学(生体統御学)]、基礎医学総論Ⅲ〔生化学・分子生物学(代謝・栄養学)、生化学・分子生物学(分子遺伝学)]

(計 17 科目)

第 2 年次 基礎科学、医学実地演習Ⅲ、SGL(Small Group Learning)、医事法学、解剖学(分子解剖学)、解剖学(生体構造学)、生理学(システム生理学)、生理学(生体統御学)、生化学・分子生物学(代謝・栄養学)、生化学・分子生物学(分子遺伝学)、微生物学、免疫学、病理学(解析人体病理学)、病理学(統御機構・腫瘍学)

(計 14 科目)

第 3 年次 衛生学・公衆衛生学、薬理学、法医学、SGL(Small Group Learning)、臨床医学総論、循環器、消化器、呼吸器・感染・腫瘍・乳腺、神経・リハビリ、放射線医学、内分泌・代謝・栄養、アレルギー・膠原病・免疫、血液・造血器、腎・泌尿器の各コース(10 コース)

(計 14 科目)

第 4 年次 小児・思春期医学、産婦人科学、救急と生体管理、運動・感覚、頭頸部・耳鼻咽喉科学、眼科、皮膚科学、形成・再建・再生、精神医学、麻酔・集中管理・疼痛制御、基本臨床実習、統合臨床の各コース(12 コース)、CBT(Computer Based Testing)、OSCE(Objective Structured Clinical Examination)、SGL(Small Group Learning)

(計 15 科目)

第 5 年次 病理学、内科学、外科学、脳神経外科学、麻酔科学、産婦人科学、小児科学、放射線医学、精神医学、整形外科、眼科学、耳鼻咽喉科学、皮膚科学、泌尿器科学、老年医学、救急医学、形成外科学、集中治療学、総合試験

(計 19 科目)

第 6 年次 社会医学、総合試験

(計 2 科目)

(成績評価)

第 5 条 成績の評価は、学則第 8 条第 2 項によって行う。

(受験資格)

第 6 条 受験資格は、学則第 8 条第 3 項により与えられるものとし、臨床実習の資格については、次のとおりとする。

- (1) 各学年の臨床実習については、原則としてそれぞれの担当する学科目ごとに学則第 8 条第 3 項に定める基準により各学科目の受験資格を与えるものとする。
 - (2) 特別の事由により前号の基準に満たない者については、当該大学院教授が成業の見込みがあると認め、かつ医学部教授会の審議を経て、学長が受験資格ありと決定した場合に限り、前号の規定にかかわらず受験できるものとする。
- 2 学則第 8 条第 3 項による受験資格の有無は試験日程の開始日の 1 週間前までに掲示するものとする。ただし、第 3 学年及び第 4 学年のコース試験では、試験の 2 日前までとする。

(出席調査)

第 7 条 出席の調査は、授業担当者又は委嘱された者が行い、その記録は教務担当者が集計する。

(再試験)

第 8 条 基礎科学科目、基礎医学及び臨床系各コースの試験の成績が合格の水準に達していない者に対しては、再試験を行う。ただし、基本臨床実習、SGL、総合試験及び追試験の再試験は行わない。

2 再試験は、原則として学年末に 1 回行う。

3 再試験を受ける者は、試験日程掲示後所定の期間内に手続をするものとする。

(追試験)

第 9 条 病気又は止むを得ない事情で試験が受けられなかった者に対しては、追試験を行う。ただし、再試験及び追試験の追試験は行わない。

2 追試験を受ける者は、欠席したその試験当日中に、教務課又は武蔵境校舎事務室に連絡し、3 日以内に、その理由に必要な書類を添えて、学長に届出、許可を得るものとする。

(試験の実施)

第 10 条 試験の日程は、開始日の 2 週間前までに掲示する。

2 試験は、各科目の責任者の権限と責任のもとに行い、試験監督は科目責任者又は委嘱された教育職員と教務担当係員が行う。ただし、教務担当係員は、主として事務的仕事に当たる。

(留年)

第 11 条 次の各号の一に該当する者は、留年とする。

(1) 1 年次の終了時において、受験無資格科目がある者又は不合格科目のある者は、1 年次に留める。ただし、不合格科目が 2 科目以内で、1 年次のグレード・ポイント・アベレージ(試験科目の成績の平均値をいう。以下「GPA」という。)が別に定める基準以上である者については、仮進級を認める。

(2) 2 年次の終了時において、受験無資格科目がある者又は下級年次の試験科目を含め、不合格科目のある者は、2 年次に留める。ただし、次のいずれかに該当する者については、仮進級を認める。

イ 1 年次の不合格科目が 2 科目以内である者

ロ 2 年次の不合格科目が 2 科目以内である者で、2 年次の GPA が別に定める基準以上である者

ハ 2 年次の不合格科目が 2 科目以内かつ 1 年次の不合格科目が 2 科目以内である者で、2 年次の GPA が別に定める基準以上である者

(3) 3 年次の終了時において、受験無資格科目がある者又は下級年次の試験科目を含め、不合格科目がある者は、3 年次に留める。

(4) 4 年次の終了時において、受験無資格科目がある者又は不合格科目がある者は、4 年次に留める。

(5) 5 年次の終了時において、受験無資格科目がある者、臨床実習科目に不合格科目がある者又は総合試験が不合格の者は、5 年次に留める。

(6) 6 年次の終了時において、受験無資格科目がある者又は不合格科目がある者は、6 年次に留める。

2 GPA の算出については、別に定める。

3 下級年次の不合格科目の再受験については、別に定める。

(留年者の教育)

第 12 条 各学年の留年者は、留年した学年の全科目を再履修し、受験資格を得た上であらためて受験し、合格しなければならない。下級年次不合格科目についても再受験し、合格しなければならない。ただし、カリキュラムの改定が行われた場合には、学長が別の定めをすることができる。

(処分)

第 13 条 次の各号の一に該当する者は、学則第 28 条及び第 38 条に準じて取り扱う。

(1) 正当な理由なく、出席日数の不足により受験資格を獲得できなかった者

(2) 正当な理由なく、試験を受験しなかった者

(3) 試験中、不正行為のあった者

(改廃)

第14条 この細則の改廃は、大学院教授会の審議を経て、学長の決裁を必要とする。

(付 則)

この規定は、昭和52年4月1日より施行する。

昭和54年4月1日改正

昭和56年4月1日改正

昭和60年4月1日改正

昭和61年4月1日改正

昭和62年4月1日改正 ただし、10(留年)の改正規定は昭和62年度入学者から適用し、昭和61年度以前の入学者は従前のおりとする。

昭和63年6月8日改正

平成2年4月1日改正 ただし、10(留年)の改正規定は平成2年度入学者から適用し、平成元年度以前の入学者は従前のおりとする。

平成3年4月1日改正

平成4年4月1日改正

附 則

この規定は、平成5年4月1日から施行する。

(ただし、10(留年)の改正規定は平成5年度入学者から適用し、平成4年度以前の入学者は従前のおりとする。)

附 則

この規定は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成10年4月1日から施行する。(全面的に見直した)

附 則

この規定は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(ただし、第 2 条(授業)、第 4 条(試験科目)、第 8 条(再試験及び手続)及び第 11 条(留年)の改正規定は平成 11 年度入学者から適用し、平成 10 年度以前の入学者は従前のおりとする。)

附 則

この規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(ただし、第 4 条(試験科目)、第 8 条(再試験及び手続)及び第 11 条(留年)の規定は、平成 11 年度入学者から適用し、平成 10 年度以前の入学者は、平成 10 年 4 月 1 日施行の規定第 4 条(試験科目)第 6 年次及び第 11 条(留年)第 5 号を次のとおり読み替えて適用するほか、従前のおりとする。)

	読み替え後の規定	平成 10 年 4 月 1 日施行の規定
(試験科目) 第 4 条 第 6 年次	公衆衛生学、病理学、内科学 I、内科学 II、内科学 III、内科学 IV、外科学 I、外科学 II、脳神経外科学、麻酔科学、産科学、婦人科学、小児科学、放射線医学、精神医学、整形外科学、眼科学、耳鼻咽喉科学、皮膚科学、泌尿器科学、老年医学、救急医学、形成外科学、総合試験 (計 24 科目)	公衆衛生学、病理学、内科学 I、内科学 II、内科学 III、内科学 IV、外科学 I、外科学 II、脳神経外科学、麻酔科学、産科学、婦人科学、小児科学、放射線医学、精神医学、整形外科学、眼科学、耳鼻咽喉科学、皮膚科学、泌尿器科学、老年医学、救急医学、形成外科学 (計 23 科目)
(留年) 第 11 条 (5)	6 年次の終了時において、未取得科目のある者又は総合試験が不合格の者は、臨床実習期に留める。	6 年次の終了時において、未取得科目のある者は、臨床実習期に留める。

附 則

この規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。(ただし、第 2 条(授業)、第 4 条(試験科目)、第 8 条(再試験及び手続)、第 11 条(留年)及び第 12 条(留年者の教育)は平成 22 年度入学者から適用し、平成 21 年度以前の入学者は、平成 21 年 4 月 1 日施行の規定第 4 条(試験科目)第 2 年次、第 11 条(留年)第 1 項第 2 号を次のとおり読み替えて適用するほか、従前とおりにする。)

	読み替え後の規定	平成 21 年 4 月 1 日施行の規定
(試験科目) 第 4 条 第 2 年次	英語、情報科学演習、運動生理学、福祉社会論、医療心理学、医療倫理学、歴史学又は哲学、人間学 (計 8 科目)	英語、情報科学演習、運動生理学概論又は体力トレーニング論、福祉社会特論、臨床心理学特論、英米文化論、日欧比較文化論、倫理学、歴史学又は哲学、医学史 (計 10 科目)
	医事法学、解剖学(分子解剖学)、解剖学(生体構造学)、生理学(システム生理学)、生理学(生体統御学)、生化学・分子生物学(代謝・栄養学)、生化学・分子生物学(分子遺伝学) (計 7 科目)	医事法学、解剖学(分子解剖学)、解剖学(生体構造学)、生理学(システム生理学)、生理学(生体統御学)、生化学・分子生物学(構造生物学・代謝学)、生化学・分子生物学(分子遺伝学・栄養学) (計 7 科目)
第 5 年次	病理学、内科学、外科学、脳神経外科学、麻酔科学、産婦人科学、小児科学、放射線医学、精神医学、整形外科学、眼科学、耳鼻咽喉科学、皮膚科学、泌尿器科学、老年医学、救急医学、形成外科学、集中治療学、総合試験 (計 19 科目)	病理学、内科学、外科学、脳神経外科学、麻酔科学、産婦人科学、小児科学、放射線医学、精神医学、整形外科学、眼科学、耳鼻咽喉科学、皮膚科学、泌尿器科学、老年医学、救急医学、形成外科学、集中治療学、リウマチ学、総合試験 (計 20 科目)
(留年) 第 11 条	(2)2 年次の終了時において、次のいずれかに該当する者は、2 年次に留める。 イ 基礎科学科目の必修科目に受験	(2)2 年次の終了時において、次のいずれかに該当する者は、2 年次に留める。 イ 基礎科学科目の必修科目に受験

無資格科目がある者又は不合格の科目がある者	無資格科目がある者又は不合格の科目がある者
ロ 取得単位数が 12.8 に満たない者	ロ 取得単位数が 7.2 に満たない者
ハ 選択科目の合格科目数が 6 に満たない者	ハ 選択科目の合格科目数が 4 に満たない者
ニ 基礎医学科目に受験無資格科目がある者又は 2 試験科目以上の不合格科目がある者	ニ 基礎医学科目に受験無資格科目がある者又は 2 試験科目以上の不合格科目がある者

附 則

この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 4 条(試験科目)、第 8 条(再試験及び手続)、第 11 条(留年)及び第 12 条(留年者の教育)は平成 26 年度入学者から適用し、平成 25 年度以前の入学者は従前のおりとする。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 4 条(試験科目)は平成 28 年度入学者から適用し、平成 27 年度以前の入学者は従前のおりとする。

附 則

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 4 条(試験科目)、第 8 条(再試験)及び第 9 条(追試験)は平成 29 年度入学者から適用し、平成 28 年度以前の入学者は従前のおりとする。

附 則

この細則は、平成 30 年 9 月 30 日から施行する。